

令和 4 年

第 1 回定例会会議録

令和 4 年 2 月 1 5 日

やまと広域環境衛生事務組合議会

やまと広域環境衛生事務組合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和4年2月15日（火曜日）

開 会（午後3時00分）

管理者招集の挨拶

開議の宣言

議席の指定

会議録署名議員の指名

会期の決定

第1 報第1号 令和3年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第1号）
の専決処分の報告について

第2 議第1号 令和4年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算について

第3 議第2号 やまと広域環境衛生事務組合監査委員の選任について

閉 会

○本日の会議に付した事件

日程に同じ

○出席議員（7名）

2 番 吉田 容工

3 番 植田 昌孝

4 番 南 満

6 番 小松 久展

7 番 岩本 孝

8 番 山口 耕司

9 番 大谷 龍雄

○欠席議員（1名）

1 番 梶木 裕文

○欠員議席（1席）

5 番 欠 員

○説明のための出席者

管 理 者 東川 裕

副 管 理 者 森 章浩

副 管 理 者 太田 好紀

事 務 局 長 榊 芳弘

事務局課長 田村 五十司

○議場に出席した事務職員

御所市議会事務局長 木下 嘉敏

	(午後 3 時 0 0 分開会)
議長 (小松 久展)	それでは、ただいまの出席議員数は 7 名であります。議会は成立をいたしました。 ただいまより、令和 4 年やまと広域環境衛生事務組合議会第 1 回定例会を開会いたします。 管理者より招集の挨拶がございます。 管理者。
管理者 (東川 裕)	令和 4 年やまと広域環境衛生事務組合議会第 1 回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。 平素は特別のご厚情を賜り、厚く御礼を申し上げます。私ども理事者におきましては、やまとクリーンパークの安定操業と、構成市町から排出されます一般廃棄物の適正処理を行ってまいりました。今後におきましても、円滑な施設運営に努めてまいる所存でございます。議員各位におかれましても、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。 さて、今回提出させていただきました案件は、令和 3 年度一般会計補正予算の専決処分の報告、令和 4 年度一般会計予算及び監査委員の選任についての 3 議案でございます。 議員皆様には何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。よろしく願いいたします。
議長 (小松 久展)	これより、会議を開きます。 お諮りいたします。この際、議長において議席を指定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕
議長 (小松 久展)	ご異議なしと認めます。よって、議長において議席を指定いたします。 7 番・岩本孝議員、8 番・山口耕司議員、9 番・大谷龍雄議員を指定いたします。

次に、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第71条の規定により、7番・岩本孝議員、8番・山口耕司議員、以上2名の議員を指名いたします。

次に、会期についてお諮りをいたします。本定例会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長
(小松 久展) ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日間と決定をいたしました。

それでは、日程に入ります。

日程第1、報第1号、令和3年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに提案者の報告を求めます。

管理者。

管理者
(東川 裕) 報第1号、令和3年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、御所市に事業主体となって進めていただいております、健康増進施設に係る補正予算及び債務負担行為額を令和3年12月14日に御所市議会において議決されたことから、同日付で専決処分させていただいたものであります。ここにご報告申し上げ、その承認を求めようとするものであります。

内容としましては、歳出において、健康増進施設予定地の1次造成設計業務委託及び1次造成工事に伴います御所市への負担金、補助及び交付金を計上するとともに、歳入において、歳出に伴う財源として同額の繰入金を計上いたしております。

以上、補正総額は歳入歳出それぞれ3,505万5,000円の増額となり、補正後の予算総額は9億6,119万1,000円であります。

次に、債務負担行為補正につきましては、御所市議会の議決内容に合わせて、第2表債務負担行為補正により、令和4年度健康増進施設事業費負担金の限度額を6,205万3,000円と定めたものであります。

以上、令和3年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第1号）の概要をご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (小松 久展)	質疑に入ります。ご質疑はございませんか。 2 番吉田議員。
2 番 (吉田 容工)	私は、健康増進施設を建設するというのは、当議会についても地元の皆さんとの約束ですし、遅れていることについては早くするべきだという認識を持っています。ここで中身については問うものではありませんが、確認したいんですけれども、今回は 1 次造成工事とか、それと建設に係るデザイン・ビルド・オペレーション契約の言わば入札等について予算計上されています。これらのことは、当やまと広域環境衛生事務組合から御所市に対してどういう依頼をされて、こういうことになってきているのかというところを確認させていただきたいです。
議長 (小松 久展)	局長。
事務局長 (榊 芳弘)	ただいまのご意見でございますが、先般の定例会の中でもそのようなご意見をいただいたかと思えます。そのことにつきまして、今議会承認後に、また御所市のほうでも議案のほうが可決された上で、その段階で予算の裏づけとして、きっちりその辺のところを書類で整理させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。
議長 (小松 久展)	吉田議員。
2 番 (吉田 容工)	もう専決されていますよね。その結果報告ですよ。専決の根拠となった依頼がしていないという今の答弁で、これが終わってから後追いでつくるという話なんですか。今の答弁はちょっと分かりにくかったので分かりやすく。
議長 (小松 久展)	局長。
事務局長 (榊 芳弘)	申し訳ございません。いつからという時点の部分が抜けておりまして、今一応考えておりますのは、令和 4 年度、新年度予算からというふうに考えておりますが、既に専決処分を受けた 1 2 月の部分がございますのでそこも含めて、今回可決いただきましたらその辺のところも含めて、書類上で交わしたいと思っております。 以上でございます。

議長 (小松 久展) 2 番 (吉田 容工)	2 番吉田議員。 私は、実質いろいろあると思いますねん。形だけでも整えてほしいということをいつもお願いしているわけで、やっぱり前回もこの事業主体は、先ほど市長がおっしゃったように、御所市に建設を事業主体としてお願いしているという事業であると認識していますし、ただ、この建設に当たっては、どこが進めるねんこの前聞いたときには、このやまとの事務局が進めますねんという答弁が市長からあったわけですね。その点では、この事務局がこういう案をつくって、こういう案を御所市にお願いしますとやっておられるのかなと勝手に認識していますねんけれども、そうでなくてもよろしいです。ただ、やっぱり御所市とやまとは別やと私は思っていますねんね。それは御所市さんが大変協力していただいているから、何もなくても進んでいるのか分かりませんが、やっぱりそれなりにやまとから御所市にこれをお願いしますという話があってしかるべきかと思えますけれども、それをちょっどこへ来て、毎回言わせていただいていますけれども、やっぱりするべき違うかなと思えますけれども、その辺の見解だけよろしいですか。
議長 (小松 久展) 管理者 (東川 裕)	東川管理者。 おっしゃっていることはよく分かります。私自身が管理者であり、御所市長ということもありますので、ただ、それがなあなあにならないようにというご指摘だというふうに思いますので、お互いにとっても、それはしっかりやるべきだというふうに考えております。先ほど事務局のほうから申しましたように、今議会でご議決いただきました折には、早速、御所市と書類をもって依頼を正式にさせていただきたいというふうに思います。
2 番 (吉田 容工) 議長 (小松 久展)	以上です。 この問題においては、入札制度を設けるにしても、基盤の御所市において、健康増進施設をスピードを持って進めていくというふうな、自治体間でいうたら御所市しかないわけですよ。言われていることは正式に、皆さん方も遅れを取り戻せと言われたはずなんです。遅れを取り戻すということは、御所市が委託を受けるというのは当然のことやし、田原本でやってくれるんやったら田原本でやってもらってもいいんですよ、前みたいに。そやけれども、今は3年間の遅れは取り戻せませんけれども、スピ

	ードを持って、開発申請も都計審も御所市で受けるわけですよ。その 手順の順序をスピードを持ってやれるというたら御所市しかないわけ ですよ。それを正式に受け取った上で、スピードを持って進めていくとい うことの理解でよろしいですね。結構です。 ほかにございませぬね。 〔「なし」の声あり〕
議長 (小松 久展)	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論はございせんか。 〔「なし」の声あり〕
議長 (小松 久展)	討論なしと認めます。 これより採決をいたします。本案を報告どおり承認することに決しまし て、ご異議ございせんか。 〔「異議なし」の声あり〕
議長 (小松 久展)	ご異議なしと認めます。よって報第1号、令和3年度やまと広域環境衛 生事務組合一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告については、報 告どおり承認をすることに決しました。 次に、日程第2、議第1号、令和4年度やまと広域環境衛生事務組合一 般会計予算についてを議題といたします。朗読を省略し、直ちに提案者の 説明を求めます。 東川管理者。
管理者 (東川 裕)	議第1号、令和4年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算につい てご説明いたします。 それでは、予算書1ページをお願いいたします。 令和4年度一般会計予算につきましては、第1条歳入歳出予算の総額は 9億8,602万3,000円であります。 6ページ、7ページをお願いいたします。 まず、歳入についてご説明いたします。 第1款分担金及び負担金は、本組合を構成する3市町の負担金で8億 2,964万2,000円を計上しております。

第2款財産収入は、基金利子で8万円。

第3款繰入金は、財政調整基金繰入金6,283万5,000円は健康増進施設費負担金に充当するための費用でございます。

第4款諸収入、第1項預金利子1万円、第2項雑入9,345万6,000円につきましては売電収入並びに資源物売却料等でございます。

8ページをお願いいたします。

歳入合計9億8,602万3,000円でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

第1款議会費は、議員報酬等で30万円。

第2款総務費、第1項総務管理費は、組合事務運営に伴う諸経費及び健康増進施設費等の必要見込額を一般管理費として1億2,490万4,000円を計上しております。

12ページ、13ページをお願いいたします。

財産管理費は、基金積立金等で9,485万8,000円、公平委員会費は1万6,000円で、総務管理費合計は2億1,977万8,000円でございます。

第2項監査委員費は1万5,000円。

次に、第3款衛生費は、施設光熱水費並びに土地借地料等で清掃総務費5,318万7,000円を計上しております。

14ページ、15ページをお願いいたします。

ごみ処理費は、ごみ処理施設に係る委託料等で7億774万3,000円でございます。衛生費合計は7億6,093万円でございます。

次に、第4款予備費500万円。

歳出合計9億8,602万3,000円でございます。

以上、令和4年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長
(小松 久展)

質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

2番吉田議員。

2番
(吉田 容工)
議長
(小松 久展)

環境整備基金残高というのはどのぐらいになっていますか。

局長。

事務局長 (榊 芳弘)	令和3年9月30日現在でございますが、1億408万4,000円でございます。
議長 (小松 久展)	2番吉田議員。
2番 (吉田 容工)	それ以外に概算払いで渡している分がありますか。
議長 (小松 久展)	局長。
事務局長 (榊 芳弘)	今おっしゃっているのは恐らく栗阪自治会の話かなと思いますが、栗阪自治会に対しましては2億円を交付しておりまして、ちょっと今詳細は持っておりませんが、栗阪のほうで今現在、八千数百万円の残金がございます。
	以上でございます。
議長 (小松 久展)	2番吉田議員。
2番 (吉田 容工)	前回、この残金について、私は以前、監査委員のほうから回答いただいた中身を紹介させていただきました。それは本件事業実施計画、浄化槽設置工事が継続していると見るという話を紹介させていただきました。それを受けて管理者のほうは、そういう点についてまた検討したいというような答弁をいただきました。それ以降どうなったかというところを教えてください。
議長 (小松 久展)	局長。
事務局長 (榊 芳弘)	まず、すみません、基本的な監査請求の内容に触れさせていただきたいと思います。監査請求のまず結果につきましては棄却ということでございましたが、結果通知において監査委員さんの意見といたしまして、「浄化槽設置工事の計画が継続していると認められるものの、計画を変更する予定であることは示されているため、残金約1億7,400万円について、交付された当初に予定された使途が変更されている可能性が生じている状況にある」と、監査委員さんは意見として申し添えられております。それに従って、「組合は栗阪自治会に対しまして、残金の使途及び管理状況について逐一報告するよう求め、必要に応じて指導・助言を行うなど、使途について住民から疑念を抱かれることがないよう適切な対応、適切な事務

		執行に努めること」というような内容を通知されていると理解しております。 したがいまして、今後も組合といたしましては、補助金交付決定の適切な事務処理の整理に向けて、栗阪自治会の協力を求めてまいりたいというふうに考えております。 直近につきましては、残額のほうも通帳等できちっと確認させていただいて、毎年度報告をしていただけるようなお約束もいただいておりますので、今後ともそのあたりのほうのチェックはしっかりしていけたらというふうに考えております。 以上でございます。
議長 (小松 久展)		結構。この問題については、それ以上は市と組合を代弁して、御所市と自治会で環境問題について、その２億円で解決したというように組合が判断されているんですよ。それは何か目的があるんですか、内容等に、栗阪自治会のことで。
2 番 (吉田 容工)		いや、基本的に。
議長 (小松 久展)		何を言いたいの。
2 番 (吉田 容工)		やまと広域環境衛生事務組合が環境整備基金の要綱をつくっていますねん。要綱どおり何でせえへんのやという話をしているだけの話ですわ。
議長 (小松 久展)		地元との協定の中において、それで地元が理解しているというような判断を我々はしているんやけれども。法律であろうが何であろうが、本来、例えば地元の同意をもらうのに金を配ったというのは、これは違法やんか。環境問題でということの整理をちゃんとさせてもらうというやつを委託したんやというやつは、向こうが、自治会自身が地元であるからということで、太陽光パネルにしろ、何にしろ、地元で全部させてくれということで地元から要求があったから支給したというんかな、交付したというんかな、そういうふうになっているんですよ。
2 番 (吉田 容工)		そうですよ。
議長 (小松 久展)		その当時の町長も参加されているんやから。そやから、地元が変更されたんですよ。そやから、現金でくれと。地元の問題は地元で解決すると。

	そやから、御所市としては下水道設置はできへんという判断をしたんですよ。簡易水洗というやつも何にしても、この問題については環境整備で地域に、ここ、組合から予算を組ませてもらうと。いつまでたってもやってくれへんのやったら、地元の総意が決まれへんのやったら、現金で、太陽光パネルにしても代替を考えるさかいに地元で支給してくださいと、地元の総意やったんですよ。一部の人が反対しようが何しようが、自治会を代表してこられた以上は尊重したというのが経緯なんですよ。それはそのとき傍聴の市長も、田原本の前町長もそれは模索されたんですよ、汗かいて、みんな苦勞して。それで決着がついたという判断が組合の取る立場やなと思うんですよ。それは何か自治会から言われているんですか。
2 番 (吉田 容工)	違います。いや、じゃなくて……
議長 (小松 久展)	基本的な問題はうちで解決したんだということなんですよ。
2 番 (吉田 容工)	だから、ここの要綱を無視して決着がついたということなんですか。私、先ほど聞いたら、概算払いでありますかと聞いたら、ありますとおっしゃったわけです。ということは、最終的なしまいをしていないということやと私は思いますねんけれども。
議長 (小松 久展)	どこの地区で。
2 番 (吉田 容工)	その栗阪の 2 億円の分で。
議長 (小松 久展)	それはほっておきな。それは内政干渉や。
管理者 (東川 裕)	議長、よろしいですか。ちょっと整理させていただきたいと思います。この内容につきましてはもう数年も前になると思うんです。当時の寺田町長と私と太田市長とで栗阪に入らせていただいて、いろいろご議論させていただきました。こういうちょっとデリケートな問題でございますのでなかなか理解もしていただけない部分もあって苦勞したのは事実です。概算、大体たしか 100 軒あったと思います。100 軒あるので、一応 2 億という数字が一つの目標としてありました。これをどういう形で交付させていただこうかと。現金を配るのではなくて、おっしゃったみたいに、どういう形で事業として交付するのかということで、浄化槽を設置しようという話で最初になりました。ところが、それで動いていたんですけれども、浄化

槽の設置よりも、浄化槽の設置は要らないという地元の話がありましたので、それでしたら太陽光パネルでという形で地元がおっしゃったので、それでしたら太陽光パネルでというお話になりました。

おっしゃったみたいに、そのお金については前払いをさせていただいていますけれども、その管理についてはしっかりとこっちのほうで監督しなさいというふうに監査も言われています。ただ、それをやったことについてはおかしいというような話は監査ではいただいておりますので、私らとしては、それで地元のご理解をいただいて進めているというふうに考えておりますし、問題はないと。ただし、それをちゃんと書類として管理をしていく立場はこちらにあるということで私は理解をいたしております。

議長
(小松 久展)

それと、今言われた内容と、そしてまた、簡易水洗はもう結構やと。地元で太陽光パネルを設置して、そこで収益が生まれてきて、地元に戻元させてもらうというのは地元の総意で、100軒が110軒であろうが、全員の住民がそこから収益金5万円か10万円か知らんけれども、毎年もうっているんですよ。そやから、地元と組合にクレーム、苦情があるんやったら、金はもらうわ、文句は言うわというような話に乗っかってきている。うちの約束事においては変更があったということは事実やねんか。どこまで持っていきたいんや。目的があるんやったらゆっくり議論したらええけれども、この会議は会議として終わらせてもらう。その言うている内容については、気に入らん問題があるんやったら、私も参考にしたいさかいに、地元のことやから。地元は納得しているねんや。何を聞きたいんやというたら、聞きたい内容については聞かせたるがな。そやから、この会議は一遍終わろうな。

2 番
(吉田 容工)
議長
(小松 久展)

いやいや、終わるまでに聞きたいです。

何を聞くんやと言うているんじゃ。

休憩、取りあえず。

(午後3時26分休憩)

(午後3時59分再開)

議長
(小松 久展)

先ほど5時まで休憩と言っておりましたけれども再開をさせていただいて、それでは5時30分まで休憩に入らせていただいて調整をさせていただきたいと思います。しばらく休憩。

	(午後4時00分休憩)
	(午後4時23分再開)
議長 (小松 久展)	それでは、再開をいたしまして、議事の進行上、会議時間を延長いたします。先ほど休憩に入ったときと同じように5時30分、いえ6時にしましょうか。5時30分でよろしいか。 5時30分に再開をいたします。しばらく休憩いたします。
	(午後4時24分休憩)
	(午後5時30分再開)
議長 (小松 久展)	休憩前に引き続き、会議を開きます。 質疑ございませんか。 吉田議員。
2番 (吉田 容工)	私ですか。
議長 (小松 久展)	そうですよ。
2番 (吉田 容工)	休憩前の話で申し訳ございませんけれども、環境整備基金から出されたお金がもともと太陽光発電設置工事をするということで出されて、30年の3月30日に完了報告書が出ています。それ以外に工事等がないようでしたら、私はそのお金については要綱に基づいて精算をするというのが要綱の中身だと思いますので、なぜそれをされないかということについて、再度詳しく説明を求めます。
議長 (小松 久展)	精算というのは、組合に使いへんのやったら返せということでよろしいか。
2番 (吉田 容工)	そうですね。
議長 (小松 久展)	よろしいか。それはちょっと違うと思うんやけれどもな。うちにとって は予算に入ってくることやからええんやけれども。 局長。

事務局長 (榊 芳弘)	ただいまのご指摘でございますが、確かに吉田議員おっしゃるように、平成30年3月30日付で完了報告という名の書類が出ております。ただ、これにつきましては、私ども組合といたしましては、太陽光発電の借地代及びシステムの保守管理業務に係る費用が継続しているという認識でございましたが、ご指摘のとおり、変更申請におきまして、その辺のところの項目が書類上入っておりませんでして不手際がありましたこと、深くおわび申し上げます。今後、周辺環境整備基金の要綱に照らし、後追いになりますが、必要書類につきましてはまた新たに栗阪自治会にお話をさせていただきまして提出いただくとともに、残る補助金の使途並びに残金の保管状況についても、証拠書類等の提出について、また併せてお願いしてまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解賜りますようよろしくお願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。
議長 (小松 久展) 2番 (吉田 容工)	2番吉田議員。 ということは、この補助金は完了しないという認識でおられる。どういう形になったら完了するのかというのは、そちらでどう考えておられるのか教えてください。
議長 (小松 久展) 事務局長 (榊 芳弘)	局長。 完了と申しますのは発電が終わりまして、最終的にはパネルのほうを解体して更地になるというような認識をしております。 以上でございます。
議長 (小松 久展) 9番 (大谷 龍雄)	大谷議員。 議案書11ページをお願いしたいと思います。 一番下のほうに健康増進施設費6,304万7,000円が上がっております。内訳といたしまして、健康増進施設事業アドバイザー顧問委託料21万2,000円、そして、健康増進施設事業負担金6,233万5,000円と、こういう内訳になっているわけでありますけれども、ご存じのように、このごみ処理施設場を建設させていただく前に地元の皆さん方に約束している事業でありますから、地元の皆さん方の要望に添った、役に立つ、喜んでいただく施設にしなければならないと思います。 また同時に、できるだけ建設費を節約していただくことも大事なことに

なると思いますが、私としてはもう一つ大事なことは、施設が完成された後は地元の皆さん、関係者の皆さん方に利用していただくわけでありますが、やはり安全にけがのない、事故のない、そういう利用の仕方をしていただかないかんわけですが、やはりご存じのようにプールとか、浴室で滑って転倒して事故をするとかがすると、そういうこともやはり発生しておりますので、その辺のことも考えた設計、施工、このことが大事ではないかなというふうに思います。

また、コロナ対策についても一応考えて、施工を考えていただいたほうがいいんじゃないかと。

また、トレーニング施設を設けていただきますけれども、ご存じのようにあまり頑張り過ぎますと筋肉痛や肉離れということも起こりますから、やはり啓発、啓蒙の取組もしていただくことが大事ではないかというふうに思います。

一応アドバイザーの顧問さんを雇っていただけていただくわけですから、私がこんなことを申し上げる必要はないと思いますけれども、一応そのことを申し上げて参考にしていただきたいと思います。答弁は結構です。

以上です。

議長
(小松 久展)

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長
(小松 久展)

ないようですから、私のほうから一言言っておきますけれども、これは本会議に入って、みんな頭のいい人やから理解できると思うんですが、先ほどの吉田議員の発言一つを取っても、地元には交付金として組合が支給したものを使う年月が未定であるんやったら返さんかいと。地元はどんなような思いをするんでしょうね。

そして、この建て替え用地について、そしてまた、健康増進施設の遅れを取り戻す、スピードを持って地元に戻元するんだという事業を含めて、20年後の建て替え用地もしっかりと議論しておけということなんですか。

私は地元の人とのコミュニケーションもしっかりと取れて、今後も、将来も我々が議会から外れておらんようになって、半永久施設ですよというように思いを込めたこの健康増進施設であって、地元還元を地元として進めさせてくれと。用途変更というんですか、事業変更させてくれと、地

元に任せてくれということのうちが出したんですよ。それをあれ、よう使わんのやったら返さんかいというんやったら、地元としてはこれから、今後どんなような思いでこのやまとに協力してくれるんですか。一つとげが刺さったまま、これから20年後も30年後も御所市で頼みますわというて了解もらえますか。人の心というものを踏みにじるようなことは、私はしたらあかんと思うんですよ。この点についてははっきり言うておきますけれども、本会議で言うべき問題でも何でもなし。これを指して言うんやったら、地元のことで、御所の栗阪地区のことを指して、要綱や云々やということをするんやったら、全員協議会で議論してください。これだけ皆さん方によりしく願いを申し上げまして、質疑はなしと認めた上で次に進ませていただきます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長

討論なしと認めます。

(小松 久展)

これより採決をいたします。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

全員賛成と認めます。よって議第1号、令和4年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算については、原案どおり可決することに決しました。

(小松 久展)

しばらく休憩いたします。

(午後5時41分休憩)

(午後6時00分再開)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(小松 久展)

続きまして、日程第3、議第2号、やまと広域環境衛生事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、大谷龍雄議員の退席を求めます。

管理者の説明を求めます。

東川管理者。

管理者 (東川 裕)	議第２号、やまと広域環境衛生事務組合監査委員の選任について、ご説明申し上げます。 組合規約第１１条第３項において、監査委員の任期は組合議員の任期によるものとするあり、監査委員であった大谷龍雄議員が五條市議会議員の従前の任期が令和３年１１月３０日で満了となっておりますので、地方自治法第１９６条第１項及びやまと広域環境衛生事務組合規約第１０条第４項の定めるところにより、大谷龍雄議員を監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。 大谷龍雄議員は、本組合の監査委員や五條市議会の厚生建設常任委員会委員長等を歴任し、地方自治にも精通されており、高潔で識見豊かなお人柄は監査委員としても適任であると存じます。何とぞ選任にご同意賜りますようお願い申し上げます。
議長 (小松 久展)	議第２号につきましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕
議長 (小松 久展)	ご異議なしと認めます。 よって採決をいたします。本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕
議長 (小松 久展)	ご異議なしと認めます。よって議第２号は、原案どおり同意することになりました。 大谷議員の出席を願います。 ただいまやまと広域環境衛生事務組合監査委員に選任をされました大谷龍雄議員よりご挨拶をいただきます。 ９番大谷議員。
９番 (大谷 龍雄)	このたびやまと広域環境衛生事務組合の監査委員に選任されました大谷でございます。地方自治における監査の重要性を肝に銘じ、微力ではございますが、誠実、公正に職務を行ってまいりたいと思います。何とぞご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

議長 (小松 久展)	大谷議員におかれましては、今後ますますのご活躍を心よりお祈り申し上げます。 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。 これをもちまして、令和４年やまと広域環境衛生事務組合議会第１回定例会を閉会いたします。誠にありがとうございました。 (午後６時０５分閉会)
---------------	--

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長

議員

議員